

(総務委員会)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）

要旨

本法律案は、地方公務員について、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律について、国家公務員と同様に改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方公務員の部分休業制度において、一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことができる形態を選択可能とする。
- 二、地方公務員の非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げる。
- 三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。